

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、支給しないものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 会長・副会長においては、別に定める「会長等の報酬に関する規定」に定める額。
- (2) 常務理事においては、別に定める「事務局役付指定職員就業規程」に定めるところによる。
- (3) 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める「旅費規程」に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第2条に準じた日とする。
- (2) 期末手当の支給日は、給与規程第2条2項に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廢)

第7条 この規程の改廢は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 2,000円